

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会
(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、新潟県、長野県、山梨県担当部会)
平成 30 年 2 月 23 日 答申分

○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第1700381号
厚生局事案番号 : 関東信越(厚)第1700229号

第1 結論

請求期間について、A病院におけるB共済組合員資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和30年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和58年10月2日から昭和59年4月1日まで

昭和58年10月2日から昭和59年3月31日までの期間、A病院C科医師として勤務していたが、B共済組合における組合員(現在は、厚生年金保険の被保険者)として記録されていない。請求期間をB共済組合の組合員期間として認めてほしい。

第3 判断の理由

A病院から提出された就退職者名簿及び職員名簿、D大学医学部から提出された請求者が作成したとする履歴書並びに請求者の上司及び複数の同僚の陳述により、請求者が請求期間において当該事業所に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、上記就退職者名簿によると、請求者は健康保険にのみ加入した旨記載されており、B共済組合(現在は、厚生年金保険)における資格取得の届出が行われていなかったことがうかがえる上、事業主は、大学の医局から一年未満の期間で派遣された医師でB共済組合の未加入者が請求期間前後の就退職者名簿において複数確認できることから、大学医局からローテーションで派遣され、かつ派遣期間が一年に満たない場合は同共済組合に加入しない取扱であったと思われる旨回答しており、請求者の請求どおりの届出を行っておらず、同共済組合の掛金を請求者の給与から控除していない旨回答している。

また、請求者及び請求者の上司が前任者又は後任者として名前を挙げた同僚で請求者と同じく6か月の契約期間で大学の医局から派遣された者も、A病院に勤務したとされる期間に係るB共済組合の組合員記録が確認できない。

さらに、B共済組合では組合員の資格を新規取得する場合と再取得する場合とでは届書が異なっているところ、請求者については、請求期間後の昭和60年10月1日に勤務を開始した病院より「組合員資格新規取得届」がB共済組合に提出されていることが確認でき、同共済組合の担当者は、請求者の氏名及び生年月日で検索を行っても同日より前には加入記録が見当たらず

ない旨陳述している。

このほか、請求者の請求期間に係るB共済組合掛金の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者がB共済組合員として請求期間に係る掛金を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。